

事 務 連 絡
令 和 5 年 1 月 12 日

一般社団法人東京建築士会
会長 古谷 誠章 殿

東京都都市整備局市街地建築部建築企画課

令和6年能登半島地震に伴う
特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置について

標記の件について、国土交通省住宅局建築指導課より、別添のとおり通知があったのでお知らせいたします。

連絡先
東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課
建築士担当 長尾、奥田
電話 03-5388-3356

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 12 日

各都道府県建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

令和 6 年能登半島地震に伴う
特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 6 年 1 月 11 日、令和 6 年能登半島地震が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害に指定されました。これに伴い、特措法第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日のうち、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に係るものが下記のとおり指定されました。

貴職におかれましては、上記の旨に留意の上、適切な運用をお願いします。また、下記 1.（1）については貴管内の特定行政庁に、下記 1.（2）については貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に、下記 1.（3）については貴都道府県内の建築士事務所に対して、周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記 1.（2）については国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても周知していることを申し添えます。

記

1. 特措法第 3 条第 1 項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日

（1）違反建築物に対する措置に係る通知書又は命令に対する公開による意見の聴取の請求の期限の延長の措置、当該措置の対象者及び延長後の満了日

建築基準法第9条第3項又は第8項の規定により、違反建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、監理者若しくは占有者は、特定行政庁から当該建築物の違反を是正するために必要な措置等を記載した通知書の交付を受けた場合又は緊急の必要がある場合における仮の使用禁止若しくは使用制限の命令を受けた場合は、当該通知書の交付又は命令を受けた日から3日以内に、特定行政庁に対して公開による意見の聴取を行うことを請求することができることとされているところ、特措法第3条第1項の規定による延長の措置として、特定被災地域内に主たる住所を有する者又は特定被災地域内に主たる営業所を有する者のうち、公開による意見の聴取を行うことを請求することができる期限が令和6年1月1日から令和6年6月29日までに到来するものについては、その期限が令和6年6月30日まで延長される。

(2) 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に係る指定の更新の期限の延長の措置、当該措置の対象者及び延長後の満了日

建築基準法第77条の18第1項の規定に基づく指定確認検査機関の指定及び同法第77条の35の2第1項の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定は、同法第77条の23第1項、第77条の35の7第1項、同法施行令第136条の2の15及び第136条の2の16の規定により、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うとされているところ、特措法第3条第1項の規定による延長の措置により、特定被災地域内に主たる事務所を有する者の指定のうち、その更新の期限が令和6年1月1日から令和6年6月29日までに到来するものについては、その期限が令和6年6月30日まで延長される。

(3) 建築士事務所の更新登録の期限の延長の措置、当該措置の対象者及び延長後の満了日

建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録は、同条第2項の規定により有効期間が登録の日から起算して5年とされているところ、特措法第3条第1項の規定による延長の措置により、特定被災地域内に建築士事務所を有する者の登録（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る）のうち、その更新の期限が令和6年1月1日から令和6年6月29日までに到来するものについては、その期限が令和6年6月30日まで延長される。

2. 特定被災地域

特定被災地域とは、令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。

以上

○国土交通省告示第十二号

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第五号）により指定された令和六年能登半島地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和六年一月十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

<p>特定権利利益</p>	<p>建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項に規定に基づく建設業の許可</p>	<p>対象者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>延長後の満了日</p>	<p>令和六年六月三十日</p>
<p>建設業法第二十七条の十八第一項の規</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>令和六年六月三十</p>			

定に基づく監理技術者資格者証の交付	建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査	海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十八条第五項（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づく認可の申請	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定に基づく測量業者の登録	建築基準法（昭和二十五年法律第二百
	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に航路の起点を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者及び
日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十

<p>一号) 第九条第三項の規定に基づく違反建築物に対する措置に係る通知書に対する意見書の提出に代わる公開による意見の聴取の請求</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>日</p>
<p>建築基準法第九条第八項の規定に基づく緊急の必要がある場合の違反建築物の使用禁止又は使用制限の命令に対する公開による意見の聴取の請求</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>日 令和六年六月三十</p>
<p>建築基準法第七十七条の十八第一項の規定に基づく指定確認検査機関の指定</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>日 令和六年六月三十</p>
<p>建築基準法第七十七条の三十五の二第一項の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>日 令和六年六月三十</p>

	<p>建築士法（昭和二十五年法律第二百二 号）第二十三条第一項の規定に基づく 建築士事務所の登録（特定被災地域内 に在る事務所に係るものに限る。）</p>	<p>道路運送法（昭和二十六年法律第百八 十三号）第四条第一項の規定に基づく 一般貸切旅客自動車運送事業の許可</p>	<p>道路運送法第七十九条の規定に基づく 自家用有償旅客運送者の登録</p>	<p>道路運送車両法（昭和二十六年法律第 百八十五号）第三十四条第一項（第七</p>
	<p>特定被災地域内に建築士事務所を有す る者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有す る者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有す る者</p>	<p>道路運送車両法第三十四条第一項（第 七十三条第二項において準用する場合</p>
	<p>令和六年六月三十 日</p>	<p>令和六年六月三十 日</p>	<p>令和六年六月三十 日</p>	<p>令和六年六月三十 日</p>

<p>十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可</p>	<p>道路運送車両法第三十六条の二第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく回送運行の許可</p>	<p>道路運送車両法第七十一条の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証の交付</p>
<p>を含む。）に基づく臨時運行の許可を受けた自動車（特定被災地域を運行の経路に含むものに限る。）を運行の用に供する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>令和六年能登半島地震に伴って道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が</p>
	<p>令和六年六月三十日</p>	<p>伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日</p>

	<p>道路運送車両法第九十四条の五第一項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付</p>	<p>自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十六条第一項の印鑑に關する証明書（特定非常災害発生日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出</p>
<p>定められている自動車の使用者</p>	<p>伸長公示をした運輸支局長が別に公示する地域に事業場を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者</p>
	<p>伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日</p>	<p>令和六年六月三十日</p>

<p>自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第二十五条第二項第二号の規定により国土交通大臣が相当と認める書類（特定非常災害発生日前三十日以内に作成されたものに限る。）を提出して行う道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書 交付の請求</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>令和六年六月三十日</p>
<p>宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三条第一項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>令和六年六月三十日</p>
<p>宅地建物取引業法第二十二條の二第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>令和六年六月三十日</p>

<p>不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二十二條第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録</p>	<p>小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第十六條第三項の規定に基づく小型船造船業の相続</p>	<p>タクシ―業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十九條第一項の規定に基づく登録実施機関の登録</p>	<p>浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三</p>
<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に事業場を有する者</p>	<p>特定被災地域内にタクシ―業務適正化特別措置法第十九條第一項に規定する登録事務等を行う事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有す</p>
<p>日</p> <p>令和六年六月三十</p>	<p>日</p> <p>令和六年六月三十</p>	<p>日</p> <p>令和六年六月三十</p>	<p>令和六年六月三十</p>

<p>号)第二十一条第一項の規定に基づく 浄化槽工事業の登録</p>	<p>る者</p>	<p>日</p>
<p>不動産特定共同事業法(平成六年法律 第七十七号)第四十一条第一項の規定 に基づく小規模不動産特定共同事業の 登録</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有す る者</p>	<p>令和六年六月三十 日</p>
<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成十一年法律第八十一号)第七条 第一項の規定に基づく登録住宅性能評 価機関の登録</p>	<p>特定被災地域内に住宅の品質確保の促 進等に関する法律第七条第一項に規定 する評価の業務を行う事務所を有する 者</p>	<p>令和六年六月三十 日</p>
<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律 第四十四条第一項の規定に基づく登録 住宅型式性能認定等機関の登録</p>	<p>特定被災地域内に住宅の品質確保の促 進等に関する法律第四十四条第一項に 規定する認定等の業務を行う事務所を</p>	<p>令和六年六月三十 日</p>

	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律 第六十一条第一項の規定に基づく登録 試験機関の登録</p>	<p>有する者</p> <p>特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく試験の業務を行う事務所を有する者</p>	<p>令和六年六月三十日</p>
<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号） 第二十一条第一項の規定に基づく解体 工事業の登録</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>令和六年六月三十日</p>	
<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号） 第四十四条第一項の規定に基づく マンション管理業者の登録</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>令和六年六月三十日</p>	

<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>令和六年六月三十日</p>
<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>令和六年六月三十日</p>
<p>住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二十二条第一項の規定に基づく住宅宿泊管理業者の登録</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者</p>	<p>令和六年六月三十日</p>
<p>建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>令和六年六月三十日</p>

<p>条第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録</p>	<p>地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定に基づく地質調査業者の登録</p>	<p>補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定に基づく補償コンサルタントの登録</p>	<p>下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和六十二年建設省告示第千三百四十八号）第二条第一項の規定に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録</p>
	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>
	<p>令和六年六月三十日</p>	<p>令和六年六月三十日</p>	<p>令和六年六月三十日</p>

<p>不動産投資顧問業登録規程（平成十二年建設省告示第千八百二十八号）第三条第一項の規定に基づく不動産投資顧問業の登録</p>	<p>家賃債務保証業者登録規程（平成二十九年国土交通省告示第第八百九十八号）第三条第一項の規定に基づく家賃債務保証業者の登録</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者</p>
<p>日</p>	<p>日</p>	<p>令和六年六月三十</p>	<p>令和六年六月三十</p>

備考 特定被災地域とは、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域をいう。